

関西大学『国文学』一〇〇号に寄せて

古語雑感

木下 正俊

古語「ゆめ」の意味

萬葉集を中心に、禁止表現に伴って三〇回ばかり現れる上代語「ゆめ」という、たぶん副詞的な働きの語がある。禁止表現はその「ゆめ」に、あるいは先行、あるいは後続するが、両者をいまは区別しない。すなわち、「忘るな」（動詞・終止形＋ナ）、「な忘れそ」（ナ＋動詞・連用形＋ソ・ソネまたは無し）のような両形式を同一に扱う。

この「ゆめ」は「由米」「由梅」「由眼」「湯目」のほかに、「勤」「謹」「忌」などと表意的な文字づかいもなされている。その禁止の対象は人間ばかりとは限らず、擬人的に動植物や風・波など天象関係にも及ぶ。

「この櫛笥くしげ開勿勤」とそこらくに堅めし事を（9・一七四〇）

（後人も）恋する道に相与勿湯目（11・二三七五）

ほととぎす……吾背子を安宿勿寝しめ由米情あれ（19・四

一七九）

梅花山下風に落許須莫湯目（8・一四三七）

船出して水嶋に行かむ浪立莫勤（3・二四六）

今日見れば山懐かしも風吹莫勤（7・一三三三）

以上例示したものは、いずれも禁止表現が明示されているが、禁止の気持ちが表面化していない「ゆめ」の例もある。

隱国の豊泊瀬道は常滑の恐き道そ恋は由眼（11・二五一）

……成らめやと人そささやく汝情勤（7・一三五六）

前掲の「安宿勿寝しめ由米情あれ」も中間的例である。記紀歌謡にも僅かながら

船餘りい帰り来むぞ吾が豊由米

言をこそ量と言はめ吾が妻波由米（記八六）

とあり、允恭紀には「和わ餓が菟う摩ま烏う由ゆ梅め」とあつて、いずれも禁止の気持ちは裏に隠されていると解すべきだと思ふ。通説では「慎ゆめ」の意の命令と解しているようだが、米・梅ともにメの乙類仮名で、四段動詞ならば甲類「賣」などであるはずだ。私案は「（触れるな）ユメ」である。

結論を急ごう。萬葉仮名の「目」「眼」はじつは表意である。

ユは忌・齋などで表わされる靈的な語であり、恐ろしい・近づきたいものの接辞である。ユユシはその形容詞で、「ユユシ恐シ」などと用いる。ユツ爪つまく・ユツ真椿まき・ユツ桂けい・ユツ磐群いはむら、また齋場を意味する「齋庭ゆには」という語もある。

さればこのユメも、恐ろしい目の意味であつた。

話は飛躍するが、ギリシヤ神話に出てくるメドゥーサ（ゴルゴン）は、世にも恐ろしいイーヴィル・アイ（邪眼）の持ち主であり、見た者を石に化してしまふ。勇士ペルセウスは彼女を直視せず、鏡のように磨き上げた盾にその姿を映して首を刎ねたという。往時のママゴンはぐずる幼児を睨むに、顎を引き「めーっ」と凄んだ。ママのこのこわい目をごらん、という意である。このような威嚇恫喝は最近では後退したようだが、「めんめ

よ」くらいは言うのではないか。

さらに脱線すれば、その延長線上に歌舞伎の「睨みの儀式」がある。当代では市川海老蔵が「ひとつ睨んでお目にかけます」と、両眼を寄せ、片袴を外し、右足を踏み出す。あの威力では瘡わづりも落ちよう。

忘れてはならないのは、このユメと中古以降の「夢」とは無関係なことである。「夢」は萬葉仮名で「伊米」「伊旦」と書き、そのイは名詞で睡眠を意味し、多くは「朝寝あさい」「甘寝うまい」「安寝やすみ」などと複合して用いられる。そのイがヌ（寝）と続いて「イヌ」、それが間に目的格の「ヲ」を挟んで「イを寝かねつる」などとなり、また「イも寝ぬらめやも（眠られようか）」ともいう。そのイが表意の「目」と結びついてできた「イメ」が、中古に入るとどういふわけか「ユメ」となるのである。ときに両形が混淆したような例もあるが、いまはそのような後世の例を論じる場合ではなく、またその任でもない。

（平成二六年一〇月一五日、八九歳の誕生日に記す）

敬称語「みこと」及びその周辺

おほおほたぬたぬあみあみことこと　皇みももたけたけののみみことこと
大國主命・日本武尊など、古代の神や天皇などの高貴な人の名を表わすのに「：のみこと」と呼ぶことがある。

八千矛の神能美許登波(三記一)

天下知らしめしむ天皇(天智)の神之御言の(万二九)

足日女可尾能美許等(神功皇后)の魚釣らすと(万八六

九)

これら至高の人に比べて、いくぶん敬意が低いと思われる知り合いや親きようだい、配偶者に対して、

石上振乃尊は弱女の惑ひによりて(万二〇一九)

ちちの実の父能美許等 柞葉の母能美已等(万四一六四)

愛しきよし奈弟(汝弟)乃美許等(万三九五七)

汝が恋ふる妹命は(万二〇〇九)

愛しきよし妻の命(万三九六二)

など、拵げて用いられる。

いまはその敬意の程度の差や、「尊」か「命」かの表記の別などの副次的な問題には触れない。これから扱おうとするのは、この「みこと」の意味は何かということである。

一般には「御事」「御言」の義とされており、私案も煎じ詰めればそれに似たものではあるが、中身は異なる。すなわち、「お言葉」「ご発言」などとは無縁であり、また上につく助詞の「の」も、所有格など所屬を意味する連体格助詞のそれとは一線を画する、同格的な用法と解する。ただし世に正確な意味での

同格は存在せず、より厳密に言えば見做し・資格とでも呼ぶべき機能の「の」である。たとえば、

餅の、的(逸文豊後国風土記)

雁の、使は宿り過ぐなり(万二七〇八)

お椀の、舟に箸の、權(小学唱歌「一寸法師」)

などのように、的に見立てた餅、使者扱いの雁、舟の代わりのお椀、というふうには、代役を勤める「の」をいまは同格と称する。

これら同格の「の」は、…という名の、…と称する、などに置き換えてよい。その「…という名の」で思い出されるのは、

天地といふ名の絶えてあらばこそ汝と吾と逢ふこと止まめ

(万二四一九)

という柿本人麻呂歌集の一首である。男が女に向かつて永遠の愛を誓う内容の歌であり、その「名」は名称の意ではなく、天地そのもの・存在を指す。話が飛ぶが、テネシー・ウィリアムズ原作の『欲望という名の電車(A Streetcar named desire)』という小説(映画)の題名も然りである。洋の東西・時代の別なく、この「という名(named)」という表現こそ、わたしが今問題にしている「のみこと」という言い方と一致する。

敬愛する人を捉えて正式名で呼ぶことはかつてはなかった。

その住まい、周辺の人の呼称などで代用したのである。御門、宮、殿などはその例である。最近はあまり見かけないが、手紙の宛名の左側に「侍史（お側づきの書記役）」「み許に」などと言ったのも同様である。「おかあさん」という呼称も「御方さま」から来ている。

余談になるが、いまではほとんど廃れたものの、古くは隠語（忌詞）の一種に女房詞（こはば）というのがあった。そのひとつに「文字詞」と呼ばれるものがある。むき出しに口にすることが憚られる語の頭文字をとって、「…の字（文字）」と表現する類である。昨今では「しゃもじ（杓子）」「くらいしか使われていないが、かつては、「かもじ（髪）」「くもじ（九献＝酒）」「すもじ（推察・鮎）」「そもじ（其方）」「ゆもじ（湯巻・湯具）」など、「…という文字のあれ」と婉曲に表わすことが珍しくなかった。

「おめもじ（お目にかかる）」「おはもじ（お恥ずかしい）」など、さらに丁寧に「お」を添えることもあり、また空腹を意味する「ひもじ」は、本来「脾だるし」といっていたものが「ひ」という文字になったものである。また単に「字」ということもあり、「ほの字（惚れる）」「御の字（御有難い）」などはその例である。

これらの「文字」「字」は書き言葉における視覚記号のそれに

限らず、むしろ話し言葉の音節を指すことのほうが多かった。

「おや」といふ二字と無筆の親は云ひ（柳多留七篇）

は、漢字はもちろんかなのいろはさえ知らぬ世界の産物である。また女房詞で野菜の葱を「ひともじ」ということがある。葱は古く一音節で「キ」と呼ばれていた。

蛇足ついでに、今から半世紀ほど前に流行した「お座敷小唄」というのがあった。その終わり近くに「…死ぬほど好きなお方でも妻という字にや勝てはせぬ 泣いて別れた河原町」というのがある。「妻という字」とは、文字でも音節の謂でもなく、世にも恐ろしい生身の奥方そのものを指している。

散漫に流れたこの小文の結論めいたものを記すと、「…のみこと」は敬愛する人を直接に名指しすることを避ける婉曲語法でありながら、記号・指標として掲げた「こと（言）」の下に息づいている生身の存在を、色濃く感じさせる呼称である、ということになるのか。

（後記）

このたび『国文学』一〇〇号刊行にあたって一筆を、と山本卓さんに誘われて、ここを先途とばかり、かねて考えつづけていた「ゆめ」の考を纏めた。その後幾ばくもなく、いまひとつ

脳中にあった「みこと」私案も事のついでに世に問おうと思
立った。厚かましいにもほどがある、と言われそうだが、取捨
は編集の方々に任せする。

なお私事に亘るが、長年の痼疾である緑内障が進行し、文字
を書くこともままならなくなったゆえに、娘の和田ゆりえが読
みづらい草稿を判読修正してワープロ原稿にしてくれた。子の
恩に感謝しその労を併せて記す。

(きのした まさとし／本学名誉教授)